

児童虐待実態から見た「再統合」の可能性について

—O 県における児童虐待実態報告からの考察—

川崎医療福祉大学大学院 医療福祉学専攻 修士課程 加藤 智史

川崎医療福祉大学 医療福祉学科 大田 晋

【要旨】

平成18年9月、4歳の男児に対し十分な食事を与えず死亡させたとして、男児の実母が逮捕された。また、児童虐待相談件数も、平成17年度は統計を取り始めた平成2年度と比較し、約31倍にまで増加している。

児童虐待は子どもに対し、身体面のみならず心理面などにも大きな影響を与えることはいままでのない。そのため、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を中心とした心理治療などが実施されているが、同時に、再び家庭に帰ることを目指し、子どもだけではなく虐待者に対しても支援（再統合プログラム）が実施されている。「再統合」は、平成16年に改正された児童虐待防止法でも取り上げられており、その第4条において「親子の再統合」と規定され、国及び地方公共団体の責務の一つとして法定されることとなった。

本研究の目的は、児童虐待の実態から、家族の再統合の可能性を再検討し、児童虐待に対する支援方法について考察していくこととする。

児童相談所などにおける虐待事例を分析した結果、児童虐待家庭のうち両親が離婚しているケースや精神障害を有している保護者の多さなどが明らかになった。また、ケースワーカーへのインタビューから、児童虐待を行っている家庭においては、虐待を行っているという親の認識が極めて希薄であること、「子育て」に対する意識が欠如していること、さらには家族機能がほとんど喪失していること、が明らかになった。再統合プログラムを実施するにはあまりにも家庭の「状況・環境」が劣悪であるといえよう。

「再統合」という理念だけでプログラムを実施することは子どもの福祉（安全と幸福）を考えるうえで慎まなければならない。すなわち、状況の整わない再統合の実施は子どもが再び虐待の犠牲になるおそれがある。再統合が実施できる状況を作り出すためにも虐待児童を一旦適切な保護施設などで保護することが一層重視されなければならない。そのためには児童相談所だけでなく司法当局および地域の積極的な協力と理解が必要となる。